



## 文部科学白書「初等中等教育に関して」の概要

— 専門高校関連に焦点をあてて —

拓殖大学名誉教授 山下 省蔵

### 1. はじめに

令和4年に出された令和3年度文部科学白書では、特集として「東京オリンピック・パラリンピック競技大会の軌跡とレガシーの継承・発展」と「新型コロナウイルス感染症禍における文部科学省の取組」などが記載されているが、ここでは初等中等教育の内容に絞るとともに、特に専門高校関連に焦点を当てて紹介する。

### 2. これからの教育政策の方向性について

「教育基本法」に規定する教育の目的や目標を教育の普遍的な使命として掲げ、2030年以降の社会の変化等を見据え、「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を掲げ、「人生100年時代」や「超スマート社会(Society5.0)」の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを、国の今後の教育政策の中心に据えて取り組むとしている。

なお、今後の教育政策に関する基本的な方針として次の項目があげられている。

- ① 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する。
- ② 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。
- ③ 生涯学び、活躍できる環境を整える。
- ④ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する。
- ⑤ 教育政策推進のための基盤を整備する。

### 3. 今期の学習指導要領が目指す教育の実現

学習指導要領は、子供たちが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるものであり、これまで、おおむね10年ごとに改訂してきている。令和2年度から順次実施されている学習指導要領では、学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現をめざすとしている。

その上で、子供たちの「生きる力」を育むために、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメントの充実を図り、これからの時代に求められる資質・能力を一層確実に育む必要があるとしている。

#### (1) 今期の学習指導要領について

一人一人の子供たちが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

そこで、

- ① 「社会に開かれた教育課程」を実現する
- ② 「何ができるようになるか」を明確化する
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」を実現する
- ④ 各学校における「カリキュラム・マネジメント」を推進する などが掲げられている。

また、主な教育内容の改善事項としては、

- (ア) 言語能力の確実な育成
- (イ) 理数教育の充実
- (ウ) 伝統や文化に関する教育の充実
- (エ) 道徳教育の充実
- (オ) 体験活動の充実
- (カ) 外国語教育の充実
- (キ) 情報活用能力の育成
- (ク) 国旗・国歌の指導 があげられている。

**(2) 初等中等教育におけるキャリア教育・職業教育の推進に関して**

**1) キャリア教育の推進**

現在の社会の様々な領域においては、構造的な変化が進行し、産業や経済の分野においてその変容が大きく、雇用形態の多様化・流動化が進んできている。そのため、若者の無業者や早期離職者には「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていない現状があるとしている。

その改善には、子供たちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを理解した上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるような指導の強化を求めている。

そのためには、「学校から社会・職業への移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにするキャリア教育の充実が必要であるとしている。

小・中・高等学校の学習指導要領においては、キャリア教育の充実を図ることが明示され、その推進を図るために、キャリア教育の実践の普及・促進に向けて様々な施策を展開している。

例えば、児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ的な教材である「キャリア・パスポート」について、その活用を促すとともに、校種間の引き継ぎについて都道府県教育委員会等に周知を図っていると述べられている。

そこで、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した、小・中学校等における起業体験の推進・厚生労働省、経済産業省と連携した「キャリア教育推進連携シンポジウム」の合同開催を実施し、先進的な取組の全国への普及・啓発等を通じ、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた取組を推進するとしている。

**2) 職場体験、インターンシップ等の推進**

職場体験やインターンシップ（就業体験）は、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、次の成果が期待される。

- ア) 異世代とのコミュニケーション能力が向上する。
- イ) 生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進される。
- ウ) 学校における学習と職業との関係について、生徒の理解を促進し学習意欲を喚起する。
- エ) 職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となり、極めて高い教育効果が得られる。

そこで、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、学校現場における職場体験、インターンシップの普及・促進に努めるとしている。

公立小学校では、多くの学校において職場見学が実施され、公立中学校における職場体験は、令和元年度の実施率が97.9%と、ほとんどの中学校において実施されている。

公立高等学校（全日制及び定時制）における令和元年度のインターンシップ実施率は85.0%となっている。しかし、参加が希望制となっている学校が多いため、在学中にインターンシップを実際に体験した生徒の割合は、普通科においては26.5%、職業に関する学科においては71.7%、全体では39.9%であり、参加率の向上が今後の課題であると指摘している。

**4. 職業教育の推進に関して**

**(1) 専門高校における職業教育の現状**

高等学校における職業教育は、我が国の産業経済や医療・福祉の発展を担う人材を育成する上で、大きな役割を果たしている。

令和3年5月現在、専門高校の数は1,488校、生徒数は約53万人であり、高等学校の生徒数全体の約17.7%である。

また、生徒の進路状況は、令和3年3月卒業者のうち、大学などへの進学者約22.0%、専門学校などへの進学者約25.3%、就職者約50.2%となっている。

## (2) 専門高校における教育内容の充実

### 1) 今期学習指導要領の円滑かつ着実な実施

令和4年度から年次進行で実施している高等学校学習指導要領の職業に関する教科については、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容が改善されている。

また、職業人に求められる倫理観に関する指導を引き続き重視するとともに、教科の特質に応じて、第6次産業化など経営感覚の醸成に関わる内容、技術の高度化や情報技術の進展に対応する内容、環境保全に関する内容など、指導内容の充実を図ったとしている。

### 2) 特色ある教育内容を展開する専門高校への支援と成果の普及に関して

近年の科学技術の進展等に伴い、産業界で必要な専門知識や技術は高度化し、従来の産業分類を越えた複合的な産業が発展している。

これに対応した高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的で卓越した取組を行う専門高校を「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）」に指定し、実践研究を行ってきている。また、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアム（協同事業体）を構築し、地域課題の解決等

を通じた探究的な学びを実現する取組として「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」が実施されている。

職業教育を主とする専門学科では、本事業のプロフェッショナル型において、専門的な知識・技術を身に付け、地域を支える専門的職業人を育成するため、地域の産業界等と連携・協働しながら、地域課題の解決等に向けた探究的な学びを専門教科・科目を含めた各教科・科目等の中に位置づけ、体系的・系統的に学習するカリキュラム開発も実施されている。

そこで、成長産業化に向けた革新を図る産業界と専門高校が一体となり、地域の持続的な成長を牽引する、最先端の職業人の育成推進のため、令和3年度よりマイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）が実施されている。

## (3) 専門高校活性化の取組に関して

### 1) 全国産業教育フェアの実施

全国産業教育フェアは、専門高校等の生徒の学習成果を全国的な規模で総合的に発表することで、新しい時代に即した専門高校等における産業教育の活性化を図り、その振興に資することを目的として開催されている。

令和3年度は埼玉県において開催し、令和4年度は青森県で開催された。

### 2) 教員研修の充実

教職員支援機構等では、教員の資質を向上させ、その指導力の強化を図るため、産業教育担当の教員を対象として、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を習得させる研修や、大学や企業等の産業教育に関わる施設に派遣する研修などが実施されているので、先生方の積極的な応募が期待される。

### 3) 施設・設備の補助

全国の国公私立の専門高校等を対象として、最先端のデジタル化に対応した大型の産業教育

装置の整備に必要な費用の一部を、特例として国が緊急的に補助するため274億円を計上し、令和3年度も引き続き補助を実施してきたとしている。

## 5. 高等学校改革の推進に関して

### (1) 高等学校教育をめぐる現状と課題

高等学校への進学率は、約99%まで上昇し、高等学校は中学校を卒業したほぼ全ての子供達が進学する教育機関として、極めて重要な役割を果たしている。

特に、選挙権年齢や成年年齢が18歳に引き下げられる等の状況を踏まえると、高等学校においては、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力を育成していくことが一層求められるとしている。

一方、高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化する中で、高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化している。

また、現在の高等学校を取り巻く状況を見ると、人口減少とともに少子高齢化や、就業構造の急速な変化、グローバル化、人工知能・IoT等の技術革新の急速な進展によるSociety5.0の到来など、大きな社会変化が予測される。

そこで、これからの高等学校ではSociety5.0を生き抜くための力や能動的に学ぶ姿勢を身に付けさせて、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材や地域への課題意識や貢献意識を持ち、地域を支える人材の育成が特に求められているとしている。

### (2) 新時代に対応した高等学校改革

#### 1) 新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正について

文部科学省では、令和3年3月31日に学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を公布した。

改正の主な内容は、各高等学校の特色化・魅力化を実現するため、各高等学校が「スクール・ポリシー」を定めて公表し、学校運営を行

うにあたっては、関係機関等との連携協力体制の整備に努めることを求めている。

また、普通科改革では、従来の普通科に加えて、学際領域に関する学科や地域社会に関する学科などの設置が可能となった。

また高等学校通信教育の質保証については、通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化やサテライト施設の教育水準の確保が求められている。

さらに、多様な学習ニーズに対応しては、学校間連携制度の対象拡大や少年院の矯正教育の単位認定及び単位制課程における教育課程の公表等が規定されるようになった。

#### 2) 高等学校の特色化・魅力化に向けた取組

##### ① 高等学校改革推進事業について

令和4年度より、普通科改革や教科等横断的な学びに取り組む学校を支援している。

具体的には、これらの学びを実現するために、地域、大学、国際機関等との連携協力や調整が必要となり、その役割を担う「コーディネーター」の育成や活用を支援する事業が実施されてきている。

##### ② 地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業について

中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のため、複数の高等学校の教育課程の共通化や相互互換を可能とし、ICTの最大限の活用により、生徒の進路希望に対応した多様な教科・科目の開設及び習熟度別指導を実現する事業が実施されてきている。

##### ③ WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

Society5.0の時代において、共通に求められる力を基盤として、新たな社会を牽引し、世界で活躍できる人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマによる高校生の国際会議開催等により、高度な学びを提供する仕組みを形成した拠点校

を全国に配置し、将来的に、WWL コンソーシアムへとつなげる事業が実施されている。

④ 地域と協働した高等学校教育改革推進事業  
高等学校と自治体、高等教育機関、産業界等とが協働してコンソーシアムを構築し、高等学校における地域課題の解決等の探究的な学びを通して、新たな時代を地域から支える人材を育成する教育課程等の改善の実証的資料を得るため、地域人材育成に資する教育課程等の研究開発事業が実施されている。

### (3) 「高校生のための学びの基礎診断」に関して

2019年度から、「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図る目的で、「高校生のための学びの基礎診断」制度の運用が開始されている。

高等学校における多様な学習成果や課題を把握する手段として、生徒自身の学習改善や教師による指導の工夫・改善・充実などにも活用し、高校生の基礎学力の向上と定着に向けたPDCAサイクルの取組がなされている。

## 6. 我が国における今後の教育政策の方向性

第3期計画の第1部では、「教育基本法」に規定する教育の目的や目標を教育の普遍的な使命として掲げるとともに、教育をめぐる現状や課題として、これまでの取組の成果や2030年以降の変化等を見据え、取り組むべき課題が述べられている。

その上で、「第2期教育振興基本計画」の「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するため、生涯学習社会の構築を目指すという理念を継承しつつ、「人生100年時代」、「超スマート社会(Society5.0)」の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを、今後の教育政策の中心に据えて取り組んで行くとしている。

また、今後の教育政策に関する基本的な方針としては、

① 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必

要となる力を育成する

② 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

③ 生涯学び、活躍できる環境を整える

④ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

⑤ 教育政策推進のための基盤を整備する

これら五つの方針が打ち出されている。

## 7. 学校における働き方改革の推進

教職員に対する多様な期待は、長時間勤務という形で表れており、教員勤務実態調査(平成28年度)の集計でも、看過できない教師の勤務実態が明らかになっているとしている。

教育を支える教師の長時間勤務の是正をしなければ、意欲と能力のある人材が教師を志さなくなり、我が国の学校教育の水準が低下することは、子供たちはもとより、我が国や社会にとって大問題であるとしている。

こうした現状を踏まえ、平成31年1月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにするため、働き方改革に取り組むとしている。

学校における働き方改革は、何か一つをやれば解決するというものではなく、国・学校・教育委員会がそれぞれの立場から、教師が教師でなければできない仕事に全力投球できる環境を整備することが最も重要であるとしている。

特に、その一つとして働き方改革に資する部活動改革も重要とし、部活動を学校単位から地域単位の取組として、学校以外が担うことも積極的に進めるとしている。

なお、紙面の都合で、他の施策等については、本白書の原文を参照されたい。